

2 償却資産の価格等に関する調

① 合計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	20,006,515,742	19,519,984,099	400,181,945	19,119,802,154
	機 械 及 び 装 置	45,299,992,691	44,386,785,480	803,135,136	43,583,650,344
	船 舶	380,834,543	219,799,832	141,763,991	78,035,841
	航 空 機	25,536,588	25,240,201	592,778	24,647,423
	車 両 及 び 運 搬 具	530,574,266	524,522,248	4,486,044	520,036,204
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	16,762,751,900	16,709,026,547	101,755,815	16,607,270,732
	小 計 (ハ)	83,006,205,730	81,385,358,407	1,451,915,709	79,933,442,698
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,546,821,168	35,719,896,844	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,210,002,923	1,768,078,050	-	-
	小 計 (ニ)	42,756,824,091	37,487,974,894	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	594,123,073	569,182,783	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	126,357,152,894	119,442,516,084	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	118,142,173,675	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	1,300,342,409	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	6,988,576,125	6,865,114,843	97,291,641	6,767,823,202
	機 械 及 び 装 置	7,842,778,003	7,600,172,313	242,103,281	7,358,069,032
	船 舶	99,077,016	62,098,947	36,409,526	25,689,421
	航 空 機	6,518,056	6,358,447	319,219	6,039,228
	車 両 及 び 運 搬 具	132,413,048	127,972,729	3,540,049	124,432,680
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	6,425,861,950	6,402,330,713	72,846,004	6,329,484,709
	小 計 (ハ)	21,495,224,198	21,064,047,992	452,509,720	20,611,538,272
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,153,839,155	8,212,905,965	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	284,069,233	252,541,069	-	-
	小 計 (ニ)	9,437,908,388	8,465,447,034	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,933,132,586	29,529,495,026	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	29,529,495,026	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	11,101,829,127	10,812,416,269	241,836,839	10,570,579,430
	機 械 及 び 装 置	31,916,200,620	31,358,526,924	469,369,910	30,889,157,014
	船 舶	226,524,274	127,008,871	84,371,548	42,637,323
	航 空 機	12,531,092	12,494,106	73,973	12,420,133
	車 両 及 び 運 搬 具	336,532,904	334,988,507	891,918	334,096,589
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	9,167,811,258	9,143,672,149	23,289,179	9,120,382,970
	小 計 (ハ)	52,761,429,275	51,789,106,826	819,833,367	50,969,273,459
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,216,355,287	20,172,785,850	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,203,030,392	887,911,413	-	-
	小 計 (ニ)	24,419,385,679	21,060,697,263	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	245,037,193	237,129,644	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	77,425,852,147	73,086,933,733	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	72,155,485,136	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	931,448,597	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,916,110,490	1,842,452,987	61,053,465	1,781,399,522
	機 械 及 び 装 置	5,541,014,068	5,428,086,243	91,661,945	5,336,424,298
	船 舶	55,233,253	30,692,014	20,982,917	9,709,097
	航 空 機	6,487,440	6,387,648	199,586	6,188,062
	車 両 及 び 運 搬 具	61,628,314	61,561,012	54,077	61,506,935
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,169,078,692	1,163,023,685	5,620,632	1,157,403,053
	小 計 (ハ)	8,749,552,257	8,532,203,589	179,572,622	8,352,630,967
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,176,626,726	7,334,205,029	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	722,903,298	627,625,568	-	-
	小 計 (ニ)	8,899,530,024	7,961,830,597	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	349,085,880	332,053,139	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	17,998,168,161	16,826,087,325	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	16,457,193,513	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	368,893,812	-	-

② 個人計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	663,730,160	653,262,333	11,466,315	641,796,018
	機 械 及 び 装 置	309,396,113	308,372,967	1,940,265	306,432,702
	船 舶	52,853,347	27,167,691	23,843,385	3,324,306
	航 空 機	48,290	48,290	-	48,290
	車 両 及 び 運 搬 具	9,103,602	9,091,085	12,406	9,078,679
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	243,989,384	243,916,765	30,272	243,886,493
	小 計 (ハ)	1,279,120,896	1,241,859,131	37,292,643	1,204,566,488
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	2,996,588	2,735,173	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	10,951	5,475	-	-
	小 計 (ニ)	3,007,539	2,740,648	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	1,282,128,435	1,244,599,779	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	1,244,599,779	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	221,581,722	221,530,093	118,018	221,412,075
	機 械 及 び 装 置	59,804,462	59,343,857	1,449,289	57,894,568
	船 舶	2,611,577	1,577,622	981,632	595,990
	航 空 機	12,835	12,835	-	12,835
	車 両 及 び 運 搬 具	412,688	412,688	-	412,688
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	77,431,838	77,422,459	2,631	77,419,828
	小 計 (ハ)	361,855,122	360,299,554	2,551,570	357,747,984
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	27,765	13,882	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	27,765	13,882	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	361,882,887	360,313,436	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	360,313,436	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	340,058,706	337,647,716	2,399,361	335,248,355
	機 械 及 び 装 置	163,460,065	163,114,739	196,397	162,918,342
	船 舶	31,206,022	15,746,748	14,190,019	1,556,729
	航 空 機	34,402	34,402	-	34,402
	車 両 及 び 運 搬 具	4,437,521	4,435,439	2,085	4,433,354
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	140,209,185	140,178,391	8,039	140,170,352
	小 計 (ハ)	679,405,901	661,157,435	16,795,901	644,361,534
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	1,046,119	959,547	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	10,951	5,475	-	-
	小 計 (ニ)	1,057,070	965,022	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	680,462,971	662,122,457	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	662,122,457	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	102,089,732	94,084,524	8,948,936	85,135,588
	機 械 及 び 装 置	86,131,586	85,914,371	294,579	85,619,792
	船 舶	19,035,748	9,843,321	8,671,734	1,171,587
	航 空 機	1,053	1,053	-	1,053
	車 両 及 び 運 搬 具	4,253,393	4,242,958	10,321	4,232,637
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	26,348,361	26,315,915	19,602	26,296,313
	小 計 (ハ)	237,859,873	220,402,142	17,945,172	202,456,970
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	1,922,704	1,761,744	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	-	-	-	-
	小 計 (ニ)	1,922,704	1,761,744	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	239,782,577	222,163,886	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	222,163,886	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

③ 法人計
(1) 全国計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	19,342,785,582	18,866,721,766	388,715,630	18,478,006,136
	機 械 及 び 装 置	44,990,596,578	44,078,412,513	801,194,871	43,277,217,642
	船 舶	327,981,196	192,632,141	117,920,606	74,711,535
	航 空 機	25,488,298	25,191,911	592,778	24,599,133
	車 両 及 び 運 搬 具	521,470,664	515,431,163	4,473,638	510,957,525
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	16,518,762,516	16,465,109,782	101,725,543	16,363,384,239
	小 計 (ハ)	81,727,084,834	80,143,499,276	1,414,623,066	78,728,876,210
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,543,824,580	35,717,161,671	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,209,991,972	1,768,072,575	-	-
	小 計 (ニ)	42,753,816,552	37,485,234,246	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	594,123,073	569,182,783	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	125,075,024,459	118,197,916,305	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	116,897,573,896	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	1,300,342,409	-	-

(2) 大都市計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	6,766,994,403	6,643,584,750	97,173,623	6,546,411,127
	機 械 及 び 装 置	7,782,973,541	7,540,828,456	240,653,992	7,300,174,464
	船 舶	96,465,439	60,521,325	35,427,894	25,093,431
	航 空 機	6,505,221	6,345,612	319,219	6,026,393
	車 両 及 び 運 搬 具	132,000,360	127,560,041	3,540,049	124,019,992
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	6,348,430,112	6,324,908,254	72,843,373	6,252,064,881
	小 計 (ハ)	21,133,369,076	20,703,748,438	449,958,150	20,253,790,288
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	9,153,811,390	8,212,892,083	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	284,069,233	252,541,069	-	-
	小 計 (ニ)	9,437,880,623	8,465,433,152	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	-	-	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	30,571,249,699	29,169,181,590	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	29,169,181,590	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	-	-	-

(3) 都 市 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	10,761,770,421	10,474,768,553	239,437,478	10,235,331,075
	機 械 及 び 装 置	31,752,740,555	31,195,412,185	469,173,513	30,726,238,672
	船 舶	195,318,252	111,262,123	70,181,529	41,080,594
	航 空 機	12,496,690	12,459,704	73,973	12,385,731
	車 両 及 び 運 搬 具	332,095,383	330,553,068	889,833	329,663,235
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	9,027,602,073	9,003,493,758	23,281,140	8,980,212,618
	小 計 (ハ)	52,082,023,374	51,127,949,391	803,037,466	50,324,911,925
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	23,215,309,168	20,171,826,303	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	1,203,019,441	887,905,938	-	-
	小 計 (ニ)	24,418,328,609	21,059,732,241	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	245,037,193	237,129,644	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	76,745,389,176	72,424,811,276	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	71,493,362,679	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	931,448,597	-	-

(4) 町 村 計

(単位：千円)

種 類	決 定 価 格	課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳		
			課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (イ)	(イ) 以外のも の (ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,814,020,758	1,748,368,463	52,104,529	1,696,263,934
	機 械 及 び 装 置	5,454,882,482	5,342,171,872	91,367,366	5,250,804,506
	船 舶	36,197,505	20,848,693	12,311,183	8,537,510
	航 空 機	6,486,387	6,386,595	199,586	6,187,009
	車 両 及 び 運 搬 具	57,374,921	57,318,054	43,756	57,274,298
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,142,730,331	1,136,707,770	5,601,030	1,131,106,740
	小 計 (ハ)	8,511,692,384	8,311,801,447	161,627,450	8,150,173,997
法第三八九条係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	8,174,704,022	7,332,443,285	-	-
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	722,903,298	627,625,568	-	-
	小 計 (ニ)	8,897,607,320	7,960,068,853	-	-
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの (ホ)	349,085,880	332,053,139	-	-	
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)	17,758,385,584	16,603,923,439	-	-	
同上内訳	市 町 村 分 の 額	-	16,235,029,627	-	-
	道 府 県 分 の 額	-	368,893,812	-	-